

OCNペイオン利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1条～第3条(略)

第1条～第3条(略)

第 4 条 定 義

1. 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

< 用語 >	< 意味 >
OCN ペイオン	(略)
情報提供者	(略)
契約者	IP 通信網サービス契約約款に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約者(当該契約に係る電子メールの利用をしている者に限ります。)又はドリームネットメールサービス契約者であり、かつ IP 通信網サービス、ドリームネットメールサービス及び OCN ペイオンを利用して情報提供者から有料情報サービスの提供を受ける者を意味します。ただし、IP 通信網サービス契約約款に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約者又はドリームネットメールサービス契約者と IP 通信網サービス、ドリームネットメールサービス又は OCN ペイオンを利用して情報提供者から有料情報サービスの提供を受ける者が異なった場合は、本規約第 9 条第 2 項に従い、IP 通信網サービス契約約款に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約者又はドリームネットメールサービス契約者がその全ての責を負う

第 4 条 定 義

1. 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

< 用語 >	< 意味 >
OCN ペイオン	(略)
情報提供者	(略)
契約者	IP 通信網サービス契約約款(OCN)に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約者(当該契約に係る電子メールの利用をしている者に限ります。)又はドリームネットメールサービス契約者であり、かつ IP 通信網サービス、ドリームネットメールサービス及び OCN ペイオンを利用して情報提供者から有料情報サービスの提供を受ける者を意味します。ただし、IP 通信網サービス契約約款(OCN)に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約者又はドリームネットメールサービス契約者と IP 通信網サービス、ドリームネットメールサービス又は OCN ペイオンを利用して情報提供者から有料情報サービスの提供を受ける者が異なった場合は、本規約第 9 条第 2 項に従い、IP 通信網サービス契約約款(OCN)に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約者又はドリームネットメールサービス契約者がそ

こととします。

有料情報サービス	(略)
情報料	(略)
ID	(略)
購入者識別符号	(略)
請求事業者	(略)
特定請求事業者	(略)

第 5 条～第26条 (略)

の全ての責を負うこととします。

[なお、IP通信網サービス契約約款\(OCN\)別冊\(オープンコンピュータ通信網サービス\)に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス契約者\(タイプ8のコース2のプラン2及びプラン3に係るものに限ります\)は、情報提供者が株式会社ノートンライフロック、マカフィー株式会社、BBソフトサービス株式会社およびFFRIセキュリティ株式会社の有料情報サービスは利用できません。](#)

有料情報サービス	(略)
情報料	(略)
ID	(略)
購入者識別符号	(略)
請求事業者	(略)
特定請求事業者	(略)

第 5 条～第26条 (略)

[附 則\(令和5年6月26日 レパC009600000786-01\)](#)  
[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。](#)